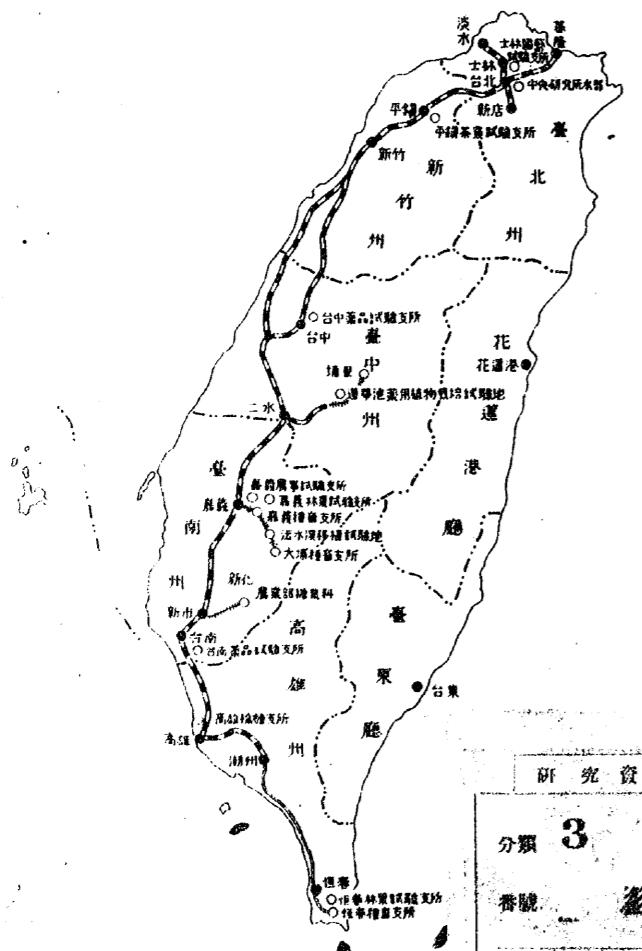


府督總臺灣
概梗研究所中央
民十五年正月五日



研究資料
分類 3 H
番號 2
大分高商經濟研究所

臺灣總督府中央研究所梗概

一、中央研究所創置の由來

熱帶地に於ける領土經營に就きては生物學的研究に重きを置くを要すとの見地に基き總督府は明治四十一年度より五箇年の繼續として五十五萬圓の新營費を支出し廳舍の築成を俟つて四十二年三月一獨立機關たる研究所を設置した。然し當時の研究所は唯分けて化學部、衛生學部の二とし之に專賣局檢定課の事務の一部を併せたに過ぎなかつたが後次第に擴張して大正五年十二月には化學部、衛生學部、醸造部、動物學部及庶務部の五部となし同七年には更らに殖產局附屬の檢糖所をも合するに至つたのである。而して之と相前後して總督府は本島產業上の研究調査機關として農事試驗場、糖業試驗場、茶樹栽培試驗場、園藝試驗場、種畜場、林業試驗場を設け各その専門の試験研究に從事せしめた。然しかる独立した機關なるが故に其間組織的連絡が無く、爲めに基本調査上統一を缺くの不便は尠くない、之を避けんが爲めに大正十年八月二日勅令第三六二號を以つて前記の諸機關が統一され本所の設立を見たのである。

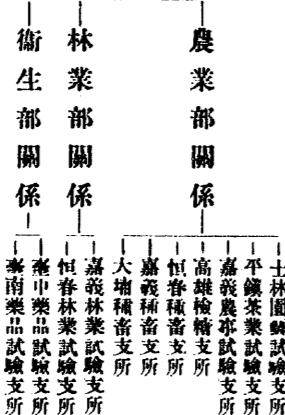
二、本所の組織

本所の事業は一、農業、糖業、林業、工業、其他の産業及衛生に関する研究、調査、試験、分析、鑑定、講習及講話、二、種苗、種畜、細菌學的豫防治療品其他研究調査又は試験の結果に因る物料等の育成、製造、配布又は貸付等であつて其目的達成の爲めに左表の如く農業部、林業部、工業部、衛生部、庶務部の四部一課に別けてゐる。



之を總括する本部を臺北市辛町に在る中央研究所とし地方には左表の如き十一箇所の支所がある。然し臺南州新化に在る糖業科(元糖業試驗場)は所管事業の性質と内容上よりして之を支所とせず前表に示すが如く特に農業部の一科としてゐる。

支 所



三、各部の概況と事業の綱目

分課は以上記した通りであるが、所長は總務長官之に當り部長、科長は技師、課長は事務官を以て之に充て支所には支所長又は主任を置き技術官を以て之に充てゝゐる。而して各官の定員は各分課を通じて事務官一名、技師三十三名、屬十六名、技手六十三名であつて各々部又は課に屬しそれぞれ分掌の事務を擔當してゐる。次に部課の状況を概説する。

(一) 農業部

當部は臺北市の南端富田町に在り明治卅六年十一月總督府農事試驗場として創立され中央研究所設立の際明治卅五年創立せられた糖業試驗場及研究所動物學部を合して其一部を成し之が六

科に分れてゐる事は前述の通りである。職員は關係各支所を合して技師十六名(内兼任二名)技手三十三名(内兼任二名)を有し部長以外は科又は支所に屬す。各科の分掌は次の通りである。(本文中の兼任は他官職よりの者、兼任職名を有する者を云ふ以下同じ)

農作物に關する試驗研究

技師 二名

技手 四名

之を總括する本部を臺北市辛町に在る中央研究所とし地方には左表の如き十一箇所の支所がある。然し臺南州新化に在る糖業科(元糖業試驗場)は所管事業の性質と内容上よりして之を支所とせず前表に示すが如く特に農業部の一科としてゐる。

一、庶務課

士林園藝試驗支所

平鋪茶業試驗支所

嘉義農事試驗支所

高雄檢糖支所

恒春種畜支所

嘉義種畜支所

大埔種畜支所

嘉義林業試驗支所

臺南藥品試驗支所

臺南種畜支所

支 所

農業部 關係

林業部 關係

衛生部 關係

農業部 關係

林業部 關係

衛生部 關係

農業部 關係

林業部 關係

分課は以上記した通りであるが、所長は總務長官之に當り部長、科長は技師、課長は事務官を以て之に充て支所には支所長又は主任を置き技術官を以て之に充てゝある。而して各官の定員は各分課を通じて事務官一名、技師三十三名、屬十六名、技手六十三名であつて各々部又は課に屬しそれへ分掌の事務を擔當してゐる。次に部課の状況を概説する。

(一) 農業部 當部は臺北市の南端富田町に在り明治卅六年十一月總督府農事試驗場として創立され中央研究所設立の際明治卅五年創立せられた糖業試驗場及研究所動物學部を合して其一部を成し之が六

三、各部の概況と事業の綱目

科に分れてゐる事は前述の通りである。職員は關係各支所を合して技師十六名(内兼任)技手三十二名(内兼任)を有し部長以外は科又は支所に屬す。各科の分掌は次の通りである。(本文中の兼任は他官職よりの者、兼務)

種藝科 技師 二名

技手 四名

農作物に關する試驗研究

農具に関する試験調査

品種の改良及育成に關する試験研究

種苗の鑑定及配布

農藝化學科 技師 三名(内兼任)

技手 五名(内兼任)

農產物製造及貯藏に關する試験研究

農業上に關係ある物料の分析並鑑定

土壤及肥料に關する試験調査

農作物及農產物の化學的研究

農產物製造及貯藏に關する試験研究

製糖及副產物利用に關する試験研究

植物病害及有益菌に關する試験研究

農業微生物に關する調査研究

植物病害の防除用藥品及器械に關する試験研究

有用動物並有害動物に關する調査研究

害蟲及益蟲に關する試験研究

農業上に關係ある物料の分析並鑑定

害蟲有害動物の防除用藥品及器械に關する試験研究

農業微生物の化學的研究

甘蔗品種の改良及育成に關する試験

種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

植物病理科 技師 一名

技手 四名(内兼任)

植物病害及有益菌に關する試験研究

農業微生物に關する調査研究

植物病害の防除用藥品及器械に關する試験研究

有用動物並有害動物に關する調査研究

害蟲及益蟲に關する試験研究

農業微生物の化學的研究

甘蔗品種の改良及育成に關する試験

種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

植物病害科 技師 二名(内兼任)

技手 八名(内兼任)

植物病害の防除用藥品及器械に關する試験研究

農業微生物の化學的研究

害蟲及益蟲に關する試験研究

農業微生物の化學的研究

家畜及家禽に關する試験研究

種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

家畜飼料に關する試験研究

種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

家畜飼料 二名

技手 三名

家畜飼料の改良及育成に關する試験

種畜、種禽及種卵の改良育成及配布

研究所の設立と共に其の一部を成し林業に關する調査研究の首腦機關である。其構内試験地は植物園であつて總面積五萬二千三百八十七坪ある。本園は一般植樹の獎勵と植物研究の資料に供せられ其蒐集した植物は千數百種に達してゐる。

本部の事業は大體三つに分ける。即ち殖育試験、利用試験及植物調査で、殖育試験は有用植物の種子、種苗及造林の試験及調査で利用試験は林產利用、特に木材の物理試験、木材の工藝的性質の研究である。植物調査は本島產植物の分類及分布の調査を爲し、その貯藏腊葉標本數は凡そ三萬に達してゐる。

臺中州新高郡蓮華池には本部所屬の藥用植物栽培試験地(面積約百四町步)があり、内外の香料及藥用植物の試験並有用樹木の造林試験を行ふ。職員は技師三名(内兼任)、技手五名あり之を左の關係二箇所の支所に分遣してゐる。

嘉義林業試験支所 技師 一名 技手 一名
 本支所は臺南州嘉義郡恒春街山仔頂に在り明治四十二年十月謹謨樹の試植地として設立せられたるに始り同四十四年林業試験場嘉義支場となるや廣く各種の有用植物を試植すると共に苗圃を設けて試験並配付を行つた、地積は坪子頭に在る試験地を合して約十六町步あり主として謹謨、「ダルベルギアシツシ」「チーク」等熱帶有用樹木の殖育試験を爲してゐる尙別に嘉義郡中埔庄に移植試験地千六百二十町步餘があつて「ダルベルギアシツシ」「チーク」、鐵刀木、錫蘭肉桂其他有用植物の造林試験を行つてゐる。

恒春林業試験支所 技師 一名 技手 一名
 高雄州恒春郡恒春庄にあり種畜支所を距る事約二十町北方に位置し面積五百七十町步餘、遠く明治三十年中熱帶植物殖育場として創設されたるものであつて附近一帯が熱帶特有の景觀を呈する一仙境である。主として相思樹、木麻黃及「ラウクス」等の栽培試験を行つてゐる。

(三) 工業部 嘉義部は衛生部及庶務課と共に臺北市幸町の元研究所内に在る敷地面積七千五百八十六坪建物坪數三千九百一坪は其の總面積である。當部の起原は前述の如く明治四十二年中總督府研究所の創設された時專賣局檢定課の事務を引繼き更に其内容を擴張し殖產上の試験、研究、調查と醫療薬品の検査をも行ひ來つた同所の化學部が其濫觴である。爾來研究所は次第に事務を擴張し農造學部を新設してゐる。

(四) 衛生部 當部が元研究所内に在る事は前記の通である中央研究所新設の際元研究所の衛生學部を骨子とし化學部所管であつた醫療藥品の試験事務と農造學部所管であつた食品化學の業務を合して當部を構成したのであるその分掌は

一 痢菌及原生動物學に關する試験研究
 二 热帶衛生に關する試験研究
 三 热帶及醣類に關する試験研究
 四 酒類酒精及其材料品の分析試験に關する事項
 五 電氣化學科

一 化學工業に關する試験研究
 二 鐵產物の試験、分析及鑑定
 三 其他工業に關する試験研究

四 工業に關する物質の試験、分析及鑑定
 五 其他工業に關する試験研究

六 血清、痘苗及細菌學的療法等の製造
 七 醫療用藥品の検査

等である職員は技師十一名(内兼任)、技手十四名(内兼任)、中關係支所に屬してゐるものは次の通りである。
臺中藥品試驗支所 技師 一名(兼任) 技手 一名(兼任)
臺中州臺中市 在りその前身は研究所臺中分室であつて本島中部地方に於ける醫療藥品の検査をする
臺南藥品試驗支所 技師 一名(兼任) 技手 三名(内兼任)
臺南州臺南 在りその前身は研究所臺南分室であつて本島南部地方の醫療藥品の検査を行つてゐる
(五) 庶務課 事務官 一名 屬 十七名(内兼任)
 工業、衛生兩部と共に臺北市幸町(元研究所内)に在り

の外は左の通各科に分属してゐる。各科の分掌は次の通りである。

化學工業科 技師 三名

工業に關する試験研究

電氣化學科 技師 一名

電氣化學に關する試験研究

鐵造科 技師 四名(内兼任)

技手 七名(内兼任)

一 鐵造及醣酵菌類に關する試験研究

二 鐵造及醣酵の化學に關する試験研究

三 酒類酒精及其材料品の分析試験に關する事項

四 其の他鐵造に關する試験研究

衛生部 略

細菌及原生動物學に關する試験研究

熱帶衛生に關する試験研究

衛生化學に關する試験研究

七 醫療用薬品の検査

八 其の他衛生に關する試験研究

等である職員は技師十一名(内兼任)技手十四名(内兼任)中關係支所に屬してゐるもののは次の通りである。

臺中藥品試驗支所 技師 一名(兼任) 技手 一名(兼任)

臺中州臺中市に在りその前身は研究所臺中分室であつて本島中部地方に於ける醫療藥品の検査をする

臺南藥品試驗支所 技師 一名(兼任) 技手 三名(内兼任)

臺南州臺南市に在りその前身は研究所臺南分室であつて本島南部地方の醫療藥品の検査を行つてゐる

(五)庶務課 事務官 一名 屬

十七名(内兼任)

工業、衛生兩部と共に臺北市幸町(元研究所内)に在り

前各項に記したる如く當所の事業は本島の產業上、衛生上に緊密な關係を有するに依り行政各部との連絡を保つ必要があるので評議會が所長の諮詢機關として設けられてある。會員は總督府内高等官中から任命されてゐる。

四、評議會

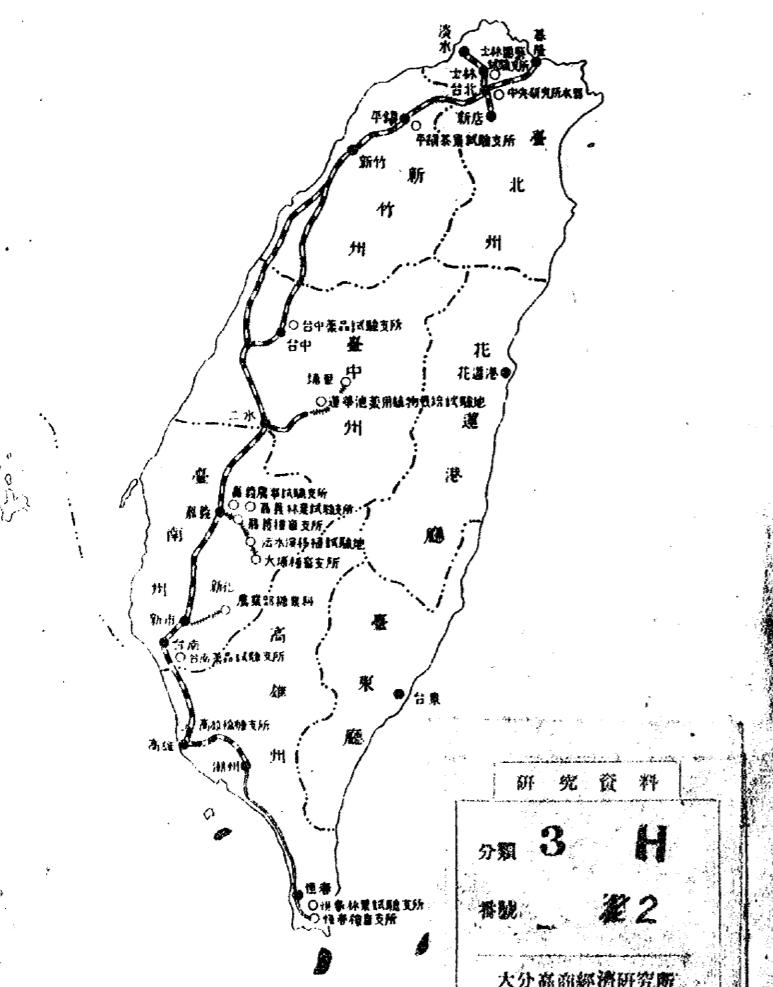
- 一 職員の選退及身分に關する事項
- 二 圖書、器具、機械の保管に關する事項
- 三 圖書、器具、機械の保管に關する事項
- 四 會計及統計に關する事項
- 五 部の主管に屬せざる事項
- 六 傷染病及寄生蟲病の病原、病理、豫防法及治療法に關する試験研究
- 七 實驗的病理學及治療學に關する試験研究
- 八 血清、痘苗及細菌學的豫防治療品等の製造

五、關係法令

- 一、臺灣總督府中央研究所官制(大正十年八月勅令第三六二號大正十三年十二月勅令第四三六二號改正)
- 二、臺灣總督府中央研究所事務分掌規程(大正十年八月訓令第一三九號大正十三年十二月訓令第一〇五號大正)
- 三、中央研究所支所名稱及位置(府令第二二五號)
- 四、臺灣總督府中央研究所支所事務分掌規程(大正十年八月訓令第一五六號)
- 五、臺灣總督府中央研究所評議會規程(大正十一年七月訓令第一四〇號)
- 六、分析、試験、檢查、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則(大正十一年十月府令第一五八號大正十三年二月府令第一九號改正)
- 七、臺灣總督府中央研究所種畜貸付規則(大正十四年七月訓令第一五六號)
- 八、臺灣總督府中央研究所血清其他細菌學的豫防治療品賣捌規程(大正十一年四月告示第三四四號大正十二年四月告示第七八號改正)
- 九、分析、試験、檢查、檢定、鑑定及藥品小分封緘規則施行細則(大正十一年十二月中央研究所告示第一號)

中央研究所梗概

大正十五年五月



前各項に記したる如く當所の事業は本島の產業上、衛生上に緊密な關係を有するに依り行政各部との連絡を保つ必要があるので評議會が所長の諮詢機關として設けられてある。會員は總督府内高等官中から任命されてゐる。

四、評議會

前各項に記したる如く當所の事業は本島の產業上、衛生上に緊密な關係を有するに依り行政各部との連絡を保つ必要があるので評議會が所長の諮詢機關として設けられてある。會員は總督府内高等官中から任命されてゐる。

五、關係法令

- 一、臺灣總督府中央研究所官制（大正十年八月勅令第三六二號大正十三年十二月勅令第四三六號改正）
- 二、臺灣總督府中央研究所事務分掌規程（大正十年八月訓令第一三九號大正十三年十二月訓令第一〇五號改正）
- 三、中央研究所支所名稱及位置（府令第二二五號）
- 四、臺灣總督府中央研究所事務分掌規程（大正十一年八月）
- 五、臺灣總督府中央研究所評議會規程（大正十一年七月）
- 六、分析、試驗、檢查、檢定、鑑定及藥品小分封械規則（大正十一年十月府令第一九五八號大正十三年二月府令第一九號改正）
- 七、臺灣總督府中央研究所種畜貨付規則（大正十四年五月）
- 八、臺灣總督府中央研究所血清其他細菌學的豫防治療品賣捌規程（大正十一年三月告示第二四號大正十二年四月告示第七八號改正）
- 九、分析、試驗、檢查、檢定、鑑定及藥品小分封械規則施行細則（大正十一年十二月中大正研究所告示第一號）